

令和3年5月26日

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について（第二報）

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスによる評価結果がユネスコ世界遺産センターから通知されました。

1. イコモスの評価結果

「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、「記載」が適当との勧告がなされた。
(詳細は別添参照)

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) イコモス (国際記念物遺跡会議)

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織 (NGO)。本拠地はパリ。1965年設立。

2. 今後の予定

第44回世界遺産委員会拡大会合 (令和3年7月16日～7月31日、オンライン) において、イコモスの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分である。

<担当> 文化庁文化資源活用課

課	長	篠田	智志
文化遺産国際協力室長		山田	泰造
文化財調査官		鈴木	地平
世界文化遺産推薦係長		畑	英行

電話 : 03-5253-4111 (代表) (内線 2877)

03-6734-2877/4762/4698 (直通)

イコモスの評価結果及び勧告の概要

(「北海道・北東北の縄文遺跡群」)

① 顕著な普遍的価値 (OUV) について

北海道・北東北の縄文遺跡群は、約 15,000 年前に遡る農耕以前における定住生活の在り方及び先史時代の複雑な精神文化を示す 17 の構成資産から成る。

② 完全性について

イコモスは、資産全体及び個々の構成資産において完全性が担保されていると考える。なお、不適切な構造物等に関して影響の軽減を図る、もしくは撤去する取組については継続するべきである。

③ 真実性について

イコモスは、資産全体及び個々の構成資産において真実性が担保されていると考える。

④ 比較研究について

イコモスは、本資産の世界遺産一覧記載を検討するために適切に行われていると考える。構成資産の選択も論理的に説明されている。

⑤ 評価基準の適用について

・基準 (iii) について

イコモスは、本資産が先史時代における農耕を伴わない定住社会及び複雑な精神文化を示しており、この評価基準が適切と考える。

・基準 (v) について、

イコモスは、本資産が定住社会の発展段階や様々な環境変化への適応を示しており、この評価基準が適切と考える。

⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は開発圧力であるが、適切に法的保護が図られていると考える。

⑦ 保存管理について（資産範囲、緩衝地帯（バッファー・ゾーン）、保護措置、管理運営）

イコモスは、各資産の保存管理は国及び地方自治体からなる統一のとれた体制によって適切に行われており、地域住民の参加も十分にみられ、また来訪者管理も周到に準備されていると考える。資産範囲には一部民有地が含まれており、法的に保護されているものの、公有化の取組を進めることが重要であるとする。

⑧ 勧告

イコモスは、評価基準(iii)及び(v)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 現状で民間所有となっている土地について、公有化を進めること
- b) 不適切な構造物について、撤去又は影響の軽減を図ること
- c) 考古学的記録及び出土遺物に関する情報を拡充すること（発掘記録、遺物の目録化、調査報告書など）
- d) 『作業指針』パラグラフ 40 及び 117*に示す開かれた遺産管理の精神に基づいて、資産の保存・管理にまだ関わっていない関係者の参画を促すこと
- e) いずれの構成資産についても、資産範囲、緩衝地帯の範囲、（特別）史跡の指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示した地図を提供すること。

*『世界遺産条約履行のための作業指針』（文化庁仮訳）

パラ 40 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、現地の人々、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

パラ 117 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。

以上

世界文化遺産推薦に係る諮問機関の評価に対する 文部科学大臣談話

今般、我が国から推薦を行っている「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（※）により世界遺産一覧表に記載されることが適当である旨の評価を受けました。

本資産は、農耕以前における人類の生活の在り方と精神文化の発達を表す17の考古遺跡群であり、我が国の貴重な文化遺産が国際的に高い評価を受けたことを大変喜ばしく思うとともに、地元関係者の努力に敬意を表します。

本年夏の世界遺産委員会においてイコモス勧告通りに記載されるよう、関係自治体及び関係省庁との連携のもと、全力を尽くしてまいります。

（※）イコモス International Council on Monuments and Sites（国際記念物遺跡会議）：ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織（NGO）。本拠地はパリ。1965年設立。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1. 概要

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、17の考古遺跡で構成される。

北東アジアにおいて長期間継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく示しており、農耕以前における人類の生活の在り方と、精緻で複雑な精神文化を顕著に示す物証である。

2. 構成資産

○北海道

かきのしまいせき きたこがねかいづか おおふねいせき
垣ノ島遺跡、北黄金貝塚、大船遺跡、

いりえかいづか たかきこかいづか しゅうていぼぐん
入江貝塚、高砂貝塚、キウス周堤墓群

○青森県

おおだいやまといせき たごやのかいづか さんないまるやまいせき
大平山元遺跡、田小屋野貝塚、三内丸山遺跡、

ふたつもりかいづか こまきのいせき おおもりかつやまいせき
二ツ森貝塚、小牧野遺跡、大森勝山遺跡、

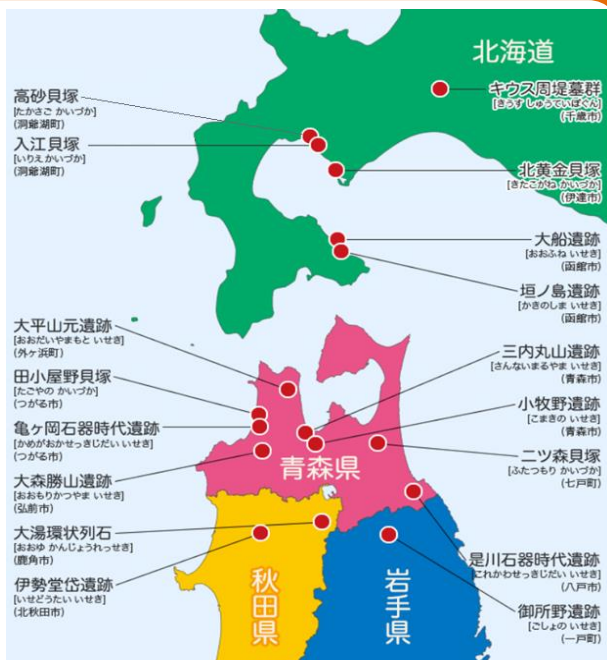
かめがおかせつきじだいいせき これかわせつきじだいいせき
亀ヶ岡石器時代遺跡、是川石器時代遺跡

○岩手県

ごしよのいせき
御所野遺跡

○秋田県

いせどうたいいせき おおゆかんじょうれつせき
伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石



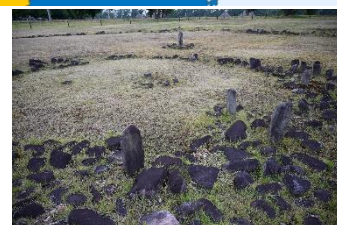
三内丸山遺跡



大船遺跡



御所野遺跡



大湯環状列石

3. これまでの経緯と今後のスケジュール(見込み)

2009年	暫定一覧表記載
2019年 7月30日	文化審議会において、2019年度推薦候補に選定
2019年 9月23日	ユネスコ世界遺産センターへ暫定版推薦書を提出
2020年 1月16日	正式版推薦書を提出(文化審議会、世界遺産条約関係省庁連絡会議(外務省)、閣議了解を経て決定)
2020年 夏~冬頃	イコモスによる審査(現地調査と書類審査)
2021年 5月26日	イコモス勧告
2021年 7月16日~31日	ユネスコ世界遺産委員会における審議・決議

4. イコモスの勧告と世界遺産委員会の決議について

○イコモスが評価を行い、以下の4つの区分で世界遺産委員会へ勧告

○イコモスの勧告を踏まえ、最終的に世界遺産委員会において決定

- ①記載：世界遺産一覧表に記載する。
- ②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。
3年以内に追加情報の提出を行った後、現地調査手続きを除くイコモスの審査を受ける。
- ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後、新規案件と同様の手続きを受ける。
- ④不記載：記載にふさわしくないもの、例外的な場合を除き再推薦は不可。

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

令和2（2020）年10月現在で締結国数194カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産の総数

令和2年10月現在で 1, 121件（文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件）

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産19件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成4年	平成4年	平成5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	〃	文化
3	屋久島	鹿児島県	〃	〃	〃	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	〃	〃	〃	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	〃	平成5年	平成6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	〃	平成6年	平成7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成7年	平成7年	平成8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	平成4年	〃	〃	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	〃	平成9年	平成10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	〃	平成10年	平成11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	平成11年	平成12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成13年	平成15年1月	平成16年7月	文化
13	知床	北海道	平成16年	平成16年1月	平成17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成18年1月	平成19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成19年	平成22年1月	平成23年6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	平成13年	平成18年12月 平成22年1月	平成23年6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成19年	平成24年1月	平成25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成25年1月	平成26年6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成21年	平成26年1月	平成27年7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	平成19年	平成27年1月	平成28年7月	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成28年1月	平成29年7月	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	平成19年	平成29年2月	平成30年6月	文化
23	百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	平成22年	平成30年1月	令和元年7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産6件、自然遺産1件）

[平成4年]

① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

② 「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

[平成21年]

④ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）→推薦中

[平成22年]

⑤ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

[平成24年]

⑥ 「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

[平成28年]

⑦ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】→推薦中